

26文科初第1339号
平成27年3月27日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

文部科学事務次官
山中伸一

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定，小学校学習指導要領の一部を改正する告示，中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）

このたび，平成27年3月27日文部科学省令第11号をもって，別添1のとおり，学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され，また，文部科学省告示第60号，第61号及び第62号をもって，それぞれ別添2，別添3及び別添4のとおり，小学校学習指導要領の一部を改正する告示（以下「小学校一部改正告示」という。），中学校学習指導要領の一部を改正する告示（以下「中学校一部改正告示」という。）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示（以下「特別支援学校小学部・中学部一部改正告示」という。）が公示されました。

また，小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号），中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）から小学校一部改正告示による改正後の小学校学習指導要領（以下「改正後の小学校学習指導要領」という。），中学校一部改正告示による改正後の中学校学習指導要領（以下「改正後の中学校学習指導要領」という。）及び特別支援学校小学部・中学部一部改正告示による特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」という。）に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について，文部科学省告示第63号，第64号及び第65号をもって，それぞれ別添5，別添6及び別添7のとおり，平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件，

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件及び平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件が公示され、これらにより、小学校及び特別支援学校小学部にあっては平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、中学校及び特別支援学校中学部にあっては平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における学習指導要領の特例が定められました。

今回の改正は、平成26年10月の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を受け、道徳教育の改善・充実を図るため、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳として新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものです。このことにより、「特定の価値観を押しついたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものです。

については、改正の概要及び留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、道徳教育の改善・充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会その他の教育機関に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いいたします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1 改正の概要

(1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の概要

学校教育法施行規則において、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」と改正したこと。

なお、私立学校において、宗教をもって道徳に代えることができる特例について変更はないこと。

(2) 学習指導要領の一部改正の概要

- ① 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育に関することは、「第1章総則」に、道徳の時間に代えて位置付ける特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）に関することは、「第3章特別の教科道徳」にそれぞれ示したこと。

- ② 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標については、児童生徒の道徳性を養うという趣旨を明確にするとともに、道徳科の目標については、育成すべき資質・能力を明確にしたこと。
- ③ 内容については、いじめの問題への対応の充実や、児童生徒の発達段階を一層踏まえた体系的なものとする観点から改善を図ったこと。
- ④ 道徳科における指導上の配慮事項については、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫することなどを示したこと。
- ⑤ 道徳科における教材の留意事項については、児童生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであることや、多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであることなどの観点に照らし適切と判断されるものであることとしたこと。
- ⑥ 評価については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることとしたこと。なお、数値などによる評価を行わないことは、従前通りであること。
- ⑦ 各教科等の指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、道徳の時間に代えて道徳科が位置付けられたことに伴い、所要の改正を行ったこと。
- ⑧ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領については、改正後の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に準じて一部改正したこと。
- ⑨ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領については、道徳科の内容を前各学年の内容によって替えることができるなど、障害の状態等に応じた弾力的な取扱いを示したこと。なお、知的障害者である児童生徒等を教育する場合において、各教科等を合わせた指導が可能となっていることは、従前通りであること。

(3) 施行期日

改正省令のうち小学校及び特別支援学校小学部関係部分並びに改正後の小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち小学部関係部分は平成30年4月1日から、改正省令のうち中学校及び特別支援学校中学部関係部分並びに改正後の中学校学習指導要領及び特別支援学校小学校・中学部学習指導要領のうち中学部関係部分は平成31年4月1日から施行されること。

2 移行措置の概要

- (1) 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における小学校の教育課程の編成及び指導について、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における中学校の教育課程の編成及び指導について、小学校及び中学校学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の各規定によることができること。
- (2) 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における特別支援学校小学部の教育課程の編成及び指導について、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における特別支援学校中学部の教育課程の編成及び指導について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定によることができること。

3 留意事項等

- (1) 学習指導要領は大綱的な基準であることから、改正後の学習指導要領の意味や解釈などの詳細について、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明する予定であること。また、評価の在り方や指導要録の取扱い等については、平成27年度において、文部科学省において有識者会議を設けて専門的に検討する予定であり、その検討を踏まえて、指導要録の取扱い等も含め、道徳に係る評価の在り方についての考え方や事例等を取りまとめ、通知や教師用指導資料等の形で周知する予定であること。
- (2) 移行措置期間においては、改正後の学習指導要領の全部又は一部について実施可能であり、例えば、問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法の工夫を行うなどして、その実施に向けて積極的に取り組むことが望まれること。実施の際には、各教科等との関連を十分図り、学校の教育活動全体を通じて適切な指導計画を作成し指導するなど、改正後の学習指導要領の趣旨が実現されるよう努めること。なお、学校教育法施行規則の一部改正は、小学校及び特別支援学校小学部関係部分については平成30年4月1日から、中学校及び特別支援学校中学部関係部分については平成31年4月1日から施行されるため、移行措置期間における道徳の時間の教育課程上の位置付けについては、従前の例によること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

(ホーム>教育>小学校, 中学校, 高等学校>現行学習指導要領・生きる力)

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

（小・中学校関係）

初等中等教育局教育課程課（内線2903）

（特別支援学校関係）

初等中等教育局特別支援教育課（内線2003）